

令和2年11月12日

留学生の皆様へ

11月11日(水)、本学東山キャンパスにおいて、学生1名の新型コロナウイルス感染が判明し、その後、保健所の調査などにより、その他にも体調不良を訴える学生が15名いることが判明しました。体調不良を訴える学生については、本学の課外活動の中で感染が発生した可能性が高く、近日中にPCR検査が予定されています。

本事案の発生を受けて、新型コロナウイルス感染症における本学の活動指針について、11月13日(金)から11月16日(月)まで、別添のとおりとしますのでお知らせいたします。11月17日(火)以降の活動指針については、体調不良者の検査結果が判明後、速やかに決定し通知いたします。

【主な変更点】

「警戒カテゴリー」について、カテゴリーBからカテゴリーCへ変更

「具体的な活動指針」について、東山キャンパスと鶴舞キャンパス・大幸キャンパスに分けて記載

「1. 教育」について、

東山キャンパスをレベル1からレベル5へ変更

※鶴舞キャンパス・大幸キャンパスはレベル1のまま変更なし

「2. 教員、研究活動」について、

東山キャンパスをレベル1からレベル3へ変更

※鶴舞キャンパス・大幸キャンパスはレベル1のまま変更なし

「3. 事務業務」について、

東山キャンパスをレベル1からレベル3へ変更

※鶴舞キャンパス・大幸キャンパスはレベル1のまま変更なし

「4. 会議」について、

東山キャンパスをレベル2からレベル4へ変更

※鶴舞キャンパス・大幸キャンパスはレベル2のまま変更なし

「5. 学生の入構制限」について、
東山キャンパスをレベル1からレベル3へ変更
※鶴舞キャンパス・大幸キャンパスはレベル1のまま変更なし

「6. 学外者の入構制限」について、
東山キャンパスをレベル1からレベル2へ変更
※鶴舞キャンパス・大幸キャンパスはレベル1のまま変更なし

「7. 課外活動」について、
東山キャンパスと鶴舞キャンパス・大幸キャンパスともに
レベル1からレベル3へ変更